

第 5 次総合計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第 1 業務概要

(1) 件 名 第 5 次総合計画等策定支援業務委託

(2) 目 的 東村山市では、総合計画、都市計画マスタープランを含む複数計画等（以下、「5 計画」という。）について、平成 30 年度から平成 32 年度において策定作業（以下、「計画策定」という。）を行う。本件業務委託は、東村山市が同時期に策定する 5 計画の策定支援業務を一体的に行うものとする。このことにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務円滑化、スケールメリットによる人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

(3) 業務内容 東村山市が策定を予定する以下の計画に関して、策定支援を行うこと。策定にあたっては、業務を効率的に行うため、5 計画の策定手続を合同、連携して進めるものとする。

詳細な仕様は、本要領にて選定した優先交渉権者と東村山市との協議により調整し、決定することとする。

業務項目	参照文書
5 計画共通	別紙 1-1
第 5 次総合計画	別紙 1-2
都市計画マスタープラン	別紙 1-3
人口ビジョン・創生総合戦略	別紙 1-4
公共施設等総合管理計画	別紙 1-5
市センター地区整備構想	別紙 1-6

《参考》現行計画

(ア) 東村山市第 4 次総合計画基本構想・前期基本計画・後期基本計画

(イ) 東村山市都市計画マスタープラン

(ウ) 東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略

(エ) 東村山市公共施設等総合管理計画

※市センター地区整備構想は、現行計画は存在しない。

(4) 業務期間 契約締結の翌日～平成 33 年 3 月 31 日（予定）
債務負担行為に基づく複数年契約

第 2 業務に要する費用

予定上限額 80,000,000 円（税込み・平成 30 年度～平成 32 年度の総額）

- ※ 総額のうち、平成 30 年度は 30,000,000 円を上限額とする
- ※ 平成 31・32 年度予算上限額は、債務負担行為の設定により、単年度ごとの定めはない。
- ※ 債務負担行為は、「平成 30 年度東京都東村山市一般会計予算書」に規定している。

第 3 実施形式等

(1) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(2) 公募型プロポーザル方式とする目的

本件業務委託は、東村山市が同時期に策定する 5 計画の策定支援業務を一体的に行うものである。このことにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務円滑化、スケールメリットによる人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

この目的達成にあたり、計画策定では、将来予測、統計情報及び都市計画に関する専門的な知見を要すること、計画内容、計画手続きが多岐にわたることから、民間事業者のノウハウを最大限に活用することを目指す。

以上のことから、広く民間事業者から提案をいただく公募型プロポーザル方式により、計画策定の仕様決定の前段階で優先交渉権者を選定する。

第 4 参加資格

参加者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお、複数事業者が連携する場合は、構成する各事業者が次の条件をすべて満たすこと。

- ① 複数事業者が連携する場合、2 者以内の事業者の連携であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ③ 東村山市での競争入札参加資格を「都市計画・交通関係調査業務」「市場・補償鑑定関係調査業務」「その他の業務委託等」のいずれかの営業種目において有していること。
- ④ 東村山市から現に指名停止又は入札参加排除措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- ⑥ 東村山市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができる者であること。
- ⑦ 所用の資格等を網羅した技術者等を用い、業務を確実に遂行させることができる者であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第

2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

- ⑨ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

第5 応募方法及び参加資格の審査

応募する事業者は、参加申込書等を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 申込方法

- ① 提出期限：平成30年5月28日（月）正午
- ② 受付時間：平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- ③ 提出方法：郵送または時間調整のうえ「第13 担当部署」まで持参すること。
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出書類：次のものを各1部提出すること。なお、用紙サイズはA4とする。

通番	項目及び様式	備考
1	参加申込書（様式1）	複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者（従たる事業者）についても必要事項を記載すること。
2	誓約書（様式2）	複数の事業者が連携する場合は、事業者ごとに記載すること。

(2) 参加審査結果通知

平成30年6月14日（木）までに申込者全員へ個別の結果を郵送により発送する。

審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を通知された日から5日後までとする。

第6 質疑応答

このプロポーザルに対する質疑応答は、次のとおりとする。なお、質疑応答された内容は本実施要領の追補とみなす。

(1) 質問期間及び回答期限

時期	質問期間	回答期限
参加申込前	平成30年5月14日（月）から 同21日（月）正午まで	平成30年5月24日（木）正午
第1次審査前	平成30年6月14日（木）から 同20日（水）正午まで	平成30年6月22日（金）正午

第2次審査前	平成30年7月4日（水）から 同 11 日（水）正午まで	平成30年7月13日（金）正午
--------	---------------------------------	-----------------

(2) 質問方法

電子メールにより「第 13 担当部署」へ送信すること。メールの表題は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、本文に①事業者名、②担当者名、③担当者連絡先（電話番号）を記載すること。

なお、期間外に提出された質問、指定した方法以外による質問、質問内容に参加者名を特定できる記載がある質問に対しては、回答しない。

(3) 回答方法

東村山市ホームページに掲載し、回答とする。

第 7 企画提案書等の提出

参加審査結果により指名を受けた事業者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出期限等

- ① 提出期限：平成 30 年 6 月 26 日（火）正午
- ② 受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ⑤ 提出方法：郵送または時間調整のうえ、「第 13 担当部署」まで持参すること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 提出書類

次のものを各原本 1 部写し 10 部提出すること。なお、用紙サイズは A4 とし、両面印刷可とする。いずれも様式は任意とする。

① 企画提案書

表紙・目次を除き 13 ページ以内とする。各ページにページ番号を記載すること。用紙はタテまたはヨコで統一し、ホチキスやクリップ等で簡易に閉じること。

企画提案書は以下の項目で構成する。

通番	項目	備考
1	東村山市に関する将来予測、課題分析及び 5 計画の基本的な考え方	提案の実現にあたって必要な諸条件がある場合は記載すること。
2	5 計画の内容に関する具体的な提案	
3	策定手続に関する具体的	

	な提案	
4	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を担当する管理責任者及び業務を担当する主たる者について、資格や実務経験等、業務遂行に関する事項を記載すること。事業者として本業務委託に資する実績がある場合は記載すること。 他企業やアドバイザー等、社外の協力体制がある場合、記載すること。 なお、複数の事業者が連携する場合は、連携事業者についても記載すること。
5	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 提案する業務内容について具体的な実務に係る作業を3か年の計画書として示すこと。 A3サイズも可とする（1ページ換算）。その場合は折り畳み、A4サイズとすること。 工程表は用紙のタテまたはヨコの使い方を他の項目と違えてもよい。

② 参考見積書

- あて先は「東村山市長」（市長の氏名は記載しないこと）とする。
- 参考見積額は、税込み・円表示で、平成30年度～平成32年度の総額とすること（単年度ごとに内訳を表示すること）。ただし、消費税率改定の見込みについては参考見積額に含まないこと。
- 参考見積額は、提案時点で東村山市が提示しているすべての業務及び独自提案について、債務負担行為の額を超えない範囲で且つ提案者が実現可能と想定する額として明示すること。
- 優先交渉権者選定後の東村山市との協議による変動要素は参考見積額に含まない。その他、事業者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含まない。
- 参考見積額を示すにあたっては、事業者が実際に行うことを想定する具体的な業務内容を明示すること。

③ 財務諸表

- 直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出すること。
- 会計監査人の監査を得ていない企業については、上記の決算書のほか販売費及び一般管理費内訳書並びに製造原価報告書に相当するものを提出すること。

第 8 審査

審査は、東村山市が別に定める審査委員会（以下、「委員会」という。）が提案の評価を行い、第 2 次審査において最高得点を挙げた事業者を優先交渉権者とする。なお、複数の事業者が同得点の場合は、委員会の総合的な審査により選定する。

審査は次のとおりとし、いずれも審査項目は別に定める「評価基準表」（後日公示する）による。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提出された企画提案書を委員会が審査し、高い得点を得た順に上位 5 事業者までを第 2 次審査の対象とする。ただし、プロポーザルの提案者が 5 事業者以下であった場合は、第 1 次審査を省略できるものとする。

① 第 1 次審査結果の通知

平成 30 年 7 月 4 日（水）までに提案者全員へ個別の結果を郵送により発送する。

審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を通知された日から 5 日後までとする。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション審査）

第 1 次審査により選定された事業者に対し、企画提案のプレゼンテーションによる審査を実施する。

① プレゼンテーション実施日

平成 30 年 7 月 19 日（木）を予定

② プレゼンテーションの内容

企画提案書等の内容について個々に説明を行うこと。

A) 出席者

出席者は 1 者 6 名以内とする。説明、質疑に対する回答は、委託契約を請け負った場合の管理責任者または業務を担当する主たる者が行うこと。

B) 所要時間

1 者 60 分以内（準備 5 分、説明 20 分以内、質疑応答 30 分以内、撤去 5 分）

C) プレゼンテーションの説明

プレゼンテーションは、企画提案書の内容を補足するものとし、既に提案した内容の変更は認めない。提案書との関連がわかるよう対応ページを示すなどの工夫をすること。

プレゼンテーションに使用するスライド等は当日委員会へ提出することができる（原本 1 部、写し 10 部を提出すること。用紙サイズは A4 とし、両面印刷可とする）。ただし、審査の対象はあくまで企画提案書と補足説明による企画内容であり、提出されたスライド等が直接的に審査の対象となるもので

はない。

D) 使用機器等

パソコン、プロジェクター及びスクリーンは東村山市が用意する。用意するパソコンには Windows7、Microsoft PowerPoint2010 が導入されているため、当該環境にて動作可能なプレゼンテーション資料とすること。また、使用する記録媒体は USB メモリーとし、当該機器は各自で用意すること。

③ 審査結果の通知

提案者全員へ個別の結果を郵送する。

審査結果の内容に対する問い合わせは、審査結果を通知された日から 5 日後までとする。

審査結果の公表にあたっては、東村山市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次順位の事業者名のみを公表し、評価点等は公表しない。

(3) その他

- ・ 提案者が 1 者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- ・ プレゼンテーションの順は市が無作為に決定した順とする。
- ・ プレゼンテーションの説明及び質疑応答にて口頭で提案したことについても契約内容に含むものとする。
- ・ 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

第 9 契約

(1) 契約締結前の詳細協議

優先交渉権者は、企画提案の内容等に基づき、随意契約に向けた諸条件について、東村山市と詳細協議する。この協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積書を東村山市に提出するものとする。なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。

ただし、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

第10 日程

項目	日程
プロポーザル方式の実施の公示	平成30年5月14日（月）
受付申込提出期限	平成30年5月28日（月）正午
参加審査結果通知	平成30年6月14日（木）
企画提案書等受付締切	平成30年6月26日（火）正午
第1次審査結果通知	平成30年7月4日（水）
第2次審査実施日	平成30年7月19日（木）（予定）
第2次審査結果通知	平成30年7月24日（火）（予定）
契約締結	平成30年7月下旬から8月上旬（予定）
業務開始	契約締結次第

第11 情報公開

提出された企画提案書等の書類は、法人・個人の著作物であっても「東村山市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など）が記載されている部分を除き、原則公開となる。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

なお、上記に関わらず、市と契約締結した事業者以外の企画提案書については著作者から公開に同意しない旨の申し出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開とする。

第12 その他留意事項

- ① 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ③ 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。
 - (ア) 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの
 - (イ) 理由なく、プレゼンテーションに出席しなかったもの
 - (ウ) 参考見積書の金額が、上限額を超過したもの
 - (エ) 本実施要領の参加要件を満たさなくなったもの
 - (オ) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ④ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- ⑥ 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。

- ⑦ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- ⑧ 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合あるいはこのプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- ⑨ 審査会の委員構成は、審査の公平性を担保するため、契約締結まで明らかにしない。

第 1 3 担当部署

住所 〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3

所属 東村山市経営政策部行政経営課

担当 吉川

電話 042-393-5111 (代表) 内線 2223

メール gyosei@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

業務内容（5 計画共通）

1. 基礎調査・分析業務

(1) 現行計画の進捗状況の調査・分析

- ・ 市が行う施策事業の取り組み状況に関する調査・分析支援（調査票の作成、調査結果の整理分析などを想定）
- ・ 当市では、第 4 次総合計画策定時から毎年度「市民意識調査」を実施しており、平成 30 年度も予定していることから、現行計画の進捗状況の調査・分析にあたってはこの結果を活用することができる。

(2) 計画策定に必要な事項の調査・分析

次に挙げる事項の現状把握、将来予測、分析を想定する。

- ・ 人口に関すること（計画策定の必要に応じて、市全域、地域別、関連圏域等を範囲とし、年齢層別の人口動態の推移、流出入人口、昼夜人口、将来人口の独自推計、国立社会保障・人口問題研究所等の人口推計と独自推計との比較を含む）
- ・ 財政状況に関すること（歳入、歳出別の性質別分析、将来予測を含む）
- ・ 土地利用に関すること（防災関係を含む）
- ・ 自然環境に関すること
- ・ 建物に関すること（利用実態、老朽化率、防災関係を含む）
- ・ 道路・交通網に関すること
- ・ 産業構造に関すること（業種別事業者数、事業所数、従事者数など）
- ・ 施策の検討に必要な社会状況に関すること（科学技術の革新、市民の生活様式、事業手法、その他の市を取り巻く環境を含む）
- ・ 上記の他、計画策定に必要な事項の調査・分析

※上記調査内容のうち、下記の事項は平成 30 年度に実施する都市計画法第 6 条に規定する都市計画基礎調査の結果を用いることができる。なお、使用は平成 30 年度末頃に可能となる予定である。

国公有地の状況、宅地開発状況、条例・協定、農林漁業関係施策適用状況、都市施設の位置・内容（公園）、緑の状況（緑地）、景観・歴史資源等の状況

(3) 基礎調査報告書の作成

上記、(1) (2) をまとめた報告書を作成すること。

2. 成果品

下表の項目を電子データで保存し、提出すること。

提出は、個別の項目の完成次第、電子データの受け渡しによって行う。加えて、平成 33 年 3 月 31 日までに光ディスクにすべてのデータを納めたものを提出するものとする。

成果品のうち報告書及び計画は、別途市が印刷する。印刷期間として 2 か月程度を見込むため、報告書及び計画の納期は市と十分に調整を行うこと。また、納品は Adobe Illustrator 等の加工が可能かつ印刷所への入稿に適したデータ形式により行うこと。

通番	項目	備考
1	基礎調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> その調査事項ごとに、調査が終わり次第、納品すること。 納期は、調査事項ごとに、調査結果を使用する検討会議等の日程を考慮して設定すること。 すべての調査を完了次第、報告書を作成し、速やかに納品すること。ただし、納期は平成 32 年 1 月 31 日までとする。
2	市民参加報告書	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加が終わり次第、その調査事項ごとに納品すること。 納期は、会議や計画検討等に必要となる事項、日程を調整して設定すること。 市民参加完了次第報告書を作成し、速やかに納品すること。ただし、納期は平成 32 年 1 月 31 日までとする。
3	委託業務に関する年度ごとの報告書	各年度末までに納品すること。
4	第 5 次総合計画	平成 33 年 1 月 31 日までに納品すること。
5	人口ビジョン・創生総合戦略	平成 33 年 1 月 31 日までに納品すること。ただし、国の方針等によっては変更が生じる場合がある。
6	都市計画マスタープラン	平成 33 年 1 月 31 日までに納品すること。ただし、改定進捗によって、計画の素案とする。
7	公共施設等総合管理計画	平成 33 年 1 月 31 日までに納品すること。
8	計画書概要版 (ア) 総合計画 (イ) 都市計画マスタープラン (ウ) 人口ビジョン・創生総合戦略	平成 33 年 1 月 31 日までに納品すること。ただし、(イ) 都市計画マスタープランは、改定進捗によって、素案の概要版とする。
9	上記の 1 から 8 までを作成するために業務中で使用または	Microsoft Word 文書、Microsoft Excel ワークシート及び Adobe Acrobat Document

	作成した検討資料、数値データなどの根拠資料(公表されているものを含む)、記録、画像データ等の一切	など汎用性が高い形式とすること。
--	--	------------------

3. 計画策定に関する提案・助言

計画策定にあたり、以下の事項について事業者の知見を活かした提案・助言を行うこと。

- ・ 5 計画の内容案の作成（体系、計画年数を含む）、策定手続、策定の進行管理等の計画策定に関すること
- ・ 5 計画の実施に関すること
- ・ 5 計画の計画策定及び実施に関連する他の計画（行財政改革大綱などの関連計画、各分野の個別計画など）や制度（成果指標の測定、予算編成への反映など）に関すること

4. 業務遂行に係る打合せ

(1) 打合せと議事録の作成

受託者は、業務を円滑に実施するため、市と打ち合わせを行い、業務進捗状況、業務実施予定、その他確認事項等について必要に応じて報告、連絡、協議すること。また、受託者は、打合せ後、その内容及び決定事項について速やかに会議の要旨を議事録として作成し、市へ提出すること。

(2) 連絡体制

市及び受託者は、計画策定の連絡窓口を原則 1 ヶ所とし、5 計画の互いの担当者を統括して連絡調整等を行うこととする。

5. 計画間の整合と策定手続の効率化

計画策定にあたっては、各計画の趣旨を踏まえて策定するとともに、計画間の整合性を高める、5 計画の共通事項などを整理して策定手続の効率化を図るなど業務目的の趣旨を最大限に考慮した企画提案をすること。

6. スケジュールの想定

年度	第5次総合計画	都市計画マスタープラン	人口ビジョン・創生総合戦略	公共施設等総合管理計画	市センター地区整備構想
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査 ・市民等からの意見聴取 ・計画内容の検討 等を想定 				
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの意見聴取 ・計画内容の検討 等を想定 				
平成32年度	基本構想の議会提出(6月)	都市計画審議会への諮問(改定進捗により、計画素案に代える)			

7. その他

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 指定期日の延期

受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に、市に対し指定期日の延期を申し出ることができる。その理由が受託者の責に帰することができないものであるときは、市は、指定期日の延期を認めることがある。

業務内容（第5次総合計画）

1. 計画概要

総合計画は、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例第16条第1項の規定に基づき、市の最上位計画である。現行の第4次総合計画が平成32年度をもって計画期間を終了することから、新たに第5次総合計画を策定するものである。

2. 計画策定の背景

(1) 「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」に基づく計画

当市は、平成26年4月1日に「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」を施行し、市民と議会、市長・職員が「自分たちのまちは自分たちで良くする」との思いを共有し、それぞれの役割や責任を果たしながら共にまちづくりを進めていくための考えを定めた。

市の最上位計画である総合計画は、将来に向けてまちづくりを進めるための重要な計画であることから、策定においては市民との情報共有や市民参加の機会の保障に努める。

また、策定する計画も市民目線でわかりやすい内容、デザインによる親しみやすい計画書とし、「みんなで創るみんなの東村山」を推進していくものとする。

(2) 将来にわたって持続可能なまちづくりの推進

第4次総合計画後期基本計画では「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、「まちの価値の向上」、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」の3つの視点から「まちづくりの好循環」を目指した取り組みを進めてきた。「まちづくりの好循環」の流れを止めることなく、将来にわたって持続可能なまちづくりを行うためには、時代の変化に対応した施策事業を展開していくための計画が必要である。

全国的な人口減少・少子高齢化が進むなか、当市も平成24年度から人口減少傾向が続いている。こうした状況下、当市は将来にわたって持続可能なまちづくりを目指し、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動した地方創生の取り組みや、民間事業者との連携による取り組み（以下、「公民連携」という。）、市民と市職員の働き方改革など、未来に向けた投資を行ってきた。今後、市の持続可能性を高めながら行政サービスの高度化を目指すためには、こうした新たな手法による事業展開や、施策事業の再編成、事業実施の効率化を図ることが重要である。

また、総合計画は長期にわたる計画であるから、将来の環境を十分に想定・検討することが欠かせず、人口動態の変化、現在進んでいる都市基盤整備などの事業の進捗、AIなどの科学技術の革新など、将来における市の状況を予測、検討し、将来のためにこれから何をすべきかを検討していくことが重要である。

(3) 計画の推進

総合計画は、市の最上位計画であり総合的かつ長期的な計画として、市が行う施策事業について広く方向性を示す計画である。第4次総合計画は、市の予算編成や施策分野別の計

画に対する指針となるとともに、計画に基づいて行われる事業を目標管理制度に位置づけ、PDCAサイクルによる計画の推進を図ってきた。

第5次総合計画においても、計画の推進を図る仕組みを包含し、将来を見据えた年度間の調整や施策分野間の協力調整による市の全体最適を促すなど、実効性を備えた計画とする。

3. 計画策定における市民等の参加に関する運営支援業務

「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の趣旨に則った市民意見の聴取を行う。また、地方創生、公民連携の観点から、市民団体、民間事業者など、市に関わる方からの意見を聴取し、併せて計画策定に反映する。概ね以下の手法を想定するが、手法、人数、回数、業務内容等は提案事項とする。

(1) 市民を始めとする関係者、関係団体との意見交換会などの定性的な意見聴取

ワークショップなどの対面・定性的な意見聴取。当市職員が参加する場合、後述する職員検討会と連動した運用とする。

- ・実施の企画、提案
- ・周知資料の作成
- ・当日の準備（資料の作成、備品、消耗品の用意等）
- ・当日の運営支援（事務局としての出席のほか、ファシリテーターとしての会議への出席等）
- ・実施の記録（写真撮影、議事録の作成等）
- ・意見、課題の集約及び分析

※市は、参加者の募集、開催通知、会場の確保を行う。

(2) 市民を始めとする関係者、関係団体へのアンケート等の定量的な意見聴取

アンケート調査などの幅広い層、多人数に向けた定量的な意見聴取。計画への反映に必要な事項の調査実施（調査実施に伴う企画提案、調査票等の印刷、アンケートの送付、データ集計、分析等）と報告書の作成を行う。

なお、発送・返信用の封筒、郵送料等は委託料に含むものとする。

(3) 市民を始めとする関係者、関係団体への説明会

計画内容を、市民を始めとする関係者、関係団体と情報共有する説明会を行うもの。

- ・実施の企画、提案
- ・周知資料の作成
- ・当日の準備（資料の作成、備品、消耗品の用意等）
- ・当日の運営支援（事務局としての出席のほか、ファシリテーターとしての会議への出席等）
- ・実施の記録（写真撮影、議事録の作成等）
- ・意見、課題の集約及び分析

※市は、参加者の募集、開催通知、会場の確保を行う。

(4) パブリックコメント支援業務

基本構想及び基本構想の実現を図るための計画の策定にあたり、各 1 回以上のパブリックコメントを実施する。

- ・実施に関する提案
- ・パブリックコメント用資料の作成

※市は、実施周知、意見の回収を行う。

(5) その他

- ・市民意見の聴取にあたっては、学生、20～30 歳代、子育て世代などの若年層や、これまで意見をいただけていなかった層からの意見聴取など、広く市民意見をいただく工夫をすること。
- ・意見聴取の手法は、例えば、街頭や集会において行う、無作為抽出の市民へ招待状を送る、ゲーム要素を取り入れる、インタビューを行うなど参加者の幅、参加人数を増やす工夫をすること
- ・市では、「市民と市長の対話集会（タウンミーティング）」（年間 8 回程度、うち概ね 5 回を地域別、3 回をテーマ別に開催）、「東村山市版株主総会」（年間 1 回）という市民と対話する取り組みを行っており、テーマ設定などにおいて連携できる場合がある。
- ・市では、事業者と市との連携のために「公民連携地域プラットフォーム」を開催しており、意見聴取の機会を設けるために連携できる場合がある。

(6) 報告書の作成

上記、計画策定における市民等の参加について報告書を作成すること。

4. 会議運営支援

(1) 東村山市総合計画審議会の運営支援業務

東村山市総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、東村山市の総合計画に関する事項について調査審議するために設置された附属機関である。

- ・平成 30 年度 3 回、同 31 年度 5 回程度、同 32 年度 3 回程度を想定
- ・会議運営に関する提案
- ・会議資料の作成支援
- ・その他、会議開催の支援

※会議への出席は原則不要。会議録の作成は市が行う。

(2) 東村山市総合計画策定委員会の運営支援業務

東村山市総合計画策定委員会は、東村山市総合計画の策定に関し、調査、審議をし、必要な調整を図る組織であり、市長、副市長、教育長及び部長級職員で構成している。

- ・平成 30 年度から同 32 年度まで各年間 10 回程度を想定
- ・会議運営に関する提案

- ・会議資料の作成支援
 - ・その他、会議開催の支援
- ※会議への出席は原則不要。会議録の作成は市が行う。

5. 計画の検討及び計画書の作成支援

(1) 職員による検討会の運営支援業務

計画策定のために実施する職員による検討会の開催を提案・運営支援すること。検討会は、各職員が従事する業務に関連して計画策定の検討を行うことを通じて、将来を見据えた年度間の調整や施策分野間の協力調整による市の全体最適を目指し、総合計画の内容を充実させるとともに、計画の実施、推進に資するものとする。

- ・検討会の企画、運営に関する提案
- ・会議資料の作成支援
- ・その他、会議開催の支援

(2) 計画の構成

基本構想及び基本構想の実現を図るための計画により構成される。計画期間の定めはない。市の最上位計画として、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示すための計画構成、計画年数を提案すること。

(3) 計画原案の作成

- ・第5次総合計画及びその概要版の原案を作成すること。
- ・上記の計画について、市民との情報共有、市民意見の聴取、職員による検討会、東村山市総合計画審議会、東村山市総合計画策定委員会、パブリックコメント、市報での周知などの計画策定の諸段階において使用する計画原案を作成すること。
- ・原案作成は、地方創生や公民連携などの取り組みにより、市の持続可能性を高め、行政サービスの高度化を目指す計画を企画提案すること。
- ・原案作成は、計画の推進を図る仕組みを含むものとし、計画体系、成果指標の設定などにより、どのように計画を推進するかを企画提案すること。

(4) 計画書のデザイン

- ・概要版は、計画の趣旨と全体像をまとめたもので、市民を始め、市の関係者に総合計画を広く認知していただくものである。これを踏まえ、市民目線でわかりやすく、親しみやすい計画書であるための文言、画像、レイアウトなどを工夫すること。
- ・作成は、基礎調査、各種会議等を踏まえて、構成（項目やレイアウト等）や文章表現、写真撮影、図表・地図・イラストの作成、冊子のデザインなどを行い、入稿データを作成すること。
- ・冊子の印刷は、市が別途行う。

業務内容（都市計画マスタープラン）

1. 計画概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき定める市の都市計画に関する基本的な方針で、現行計画は、全体構想、地域別構想、実現化方策等で構成されている。策定は平成12年で、目標年次は、おおむね平成32年である。

改定は、第5次総合計画に即して、平成32年度、改定進捗によって平成33年度に行うことを目途としている。

2. 基礎調査・分析

（1）現行計画の評価・課題整理

都市づくりの主な施策、事業の実績と成果、市民満足度、地域別の土地利用の現況等、5 計画共通の基礎調査・分析結果等から、現行計画の評価と課題の整理を行う。

（2）関係法令等の整理・分析

関係する法令や国、東京都及び東村山市の上位関連計画等を整理し、計画改定に資する分析を行う。

3. 市民参加に関する運営支援

（1）市民アンケート

幅広い層、多人数に向けた定量的な意見聴取を行う。計画への反映に必要となる事項の調査実施（調査実施に伴う企画提案、調査票等の印刷、アンケートの送付、データ集計、分析等）を行う。

調査対象者の規模は2,000人程度を想定している。

なお、発送・返信用の封筒、郵送料等は委託料に含むものとする。

（2）懇談会等の運営支援

第5次総合計画策定で実施する市民参加の取り組みと合同で実施できるものの他、計画改定に資する市民参加の運営支援を行う。下記、現行計画策定時の懇談会等の規模を想定している。

- ① 地域別懇談会を各地域で複数回開催
- ② 地域の団体等との協議を複数回実施
- ③ その他改定に資する市民参加（説明会・まち歩き・シンポジウム等）
 - ・ 実施の企画、提案
 - ・ 周知資料の作成
 - ・ 当日の準備（資料の作成、備品、消耗品の用意等）
 - ・ 当日の運営支援（事務局としての出席の他、ファシリテーターとしての会議への出席等）

- ・ 実施の記録（写真撮影、議事録の作成等）
- ・ 意見、課題の集約及び分析

4. 抽出された課題の整理・分析

国、東京都や関係機関の動向等を踏まえ、基礎調査・分析結果、市民意見等から抽出された新たな課題の整理・分析を行う。

5. 目指すべき将来都市像の検討

(1) 土地利用の在り方検討

土地利用等の現況、社会状況の変化、将来予測等の基礎調査を踏まえて、用途地域等の見直し検討を含めた、土地利用の在り方の検討支援を行う。

(2) 道路・交通網の在り方検討

「東京における都市計画道路の整備方針」の優先整備路線以外の未整備の都市計画道路の見直しを含めた、将来における道路・交通網の在り方について、現況道路・交通網の評価に基づき、整備方針、社会状況の変化、将来予測等の基礎調査を踏まえた検討支援を行う。

(3) その他、持続可能な都市づくりに資する計画改定に必要な検討

関係する計画等との整合を図る（人口推計を含む）他、都市づくりの視点（公共施設等の維持・管理、防災・復興まちづくり、緑、農地、産業振興、都市のスポンジ化、環境、景観、歴史文化等）から必要な検討支援を行う。

6. 実現化方策の検討

目指すべき将来都市像の実現のための具体的な方策、抽出された課題への具体的な対応方策の検討支援を行う。

7. 計画内容の検討

現行計画を踏まえて、計画体系の検討支援を行う。また、PDCAサイクル（計画達成度の評価と見直しのマネジメント方法）の検討支援を行う。

計画は、長期的・総合的な都市計画の基本方針となるものであり、特に、分析や検討業務等において、学識経験者等の専門家の意見を取り入れ、今後のまちづくりに実効性の高いものとする。計画年数は20年を想定している。

8. 東村山市都市計画審議会運営支援

平成30年度から平成32年度まで毎年度複数回の開催を想定している。

- ・ 会議運営に関する提案
- ・ 会議資料の作成支援

- ・ その他、会議開催の支援
- ※会議への出席は原則不要。会議録の作成は市が行う。

9. 改定体制（会議等）の提案・運営支援

下記、会議等を想定している。

- ① （仮称）東村山市都市計画マスタープラン改定委員会（改定の主体となる委員会）
- ② 職員による作業部会
- ③ その他、計画改定に資する会議等
 - ・ 会議運営に関する提案
 - ・ 会議資料の作成支援
 - ・ その他、会議開催の支援

10. 関係機関等との協議支援

必要に応じた関係機関（東京都、近隣市を想定）との協議支援を行う。

- ・ 協議に必要な資料の作成支援

11. 計画書及び概要版作成支援

文言、図、デザインやレイアウトなどを工夫し、わかりやすい内容とする。

- ・ 都市計画マスタープラン冊子及びその概要版の作成支援
- ・ 改定に係る会議、審議会、パブリックコメント等の諸段階において使用する計画素案の作成支援

※計画改定の過程において、平成 32 年度に上記冊子及びその概要版の作成まで至らないことも想定される。その場合には、到達した段階における計画書素案の作成及びその概要版の作成支援を行う。

業務内容（人口ビジョン・創生総合戦略）

1. 業務目的

本業務は、東村山市が将来にわたって活力ある、持続可能な自治体となるよう、国の方針（「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等）及びそれを踏まえた実効性の高い「（仮称）東村山市第2次創生総合戦略」の策定に向けた総合的な業務支援を行うことを目的とする。

2. 業務内容

○平成30年度

東村山市人口ビジョン策定支援及び基礎的調査（必須）

（1）人口の現状分析

東村山市第5次総合計画策定で用いたデータ、国から提供されるデータ等を活用し現状分析を行う。

ア) 人口動向分析

イ) 将来人口の推計と分析

ウ) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

（2）人口の将来展望

（1）で把握した課題等を踏まえ、国の長期ビジョン等を勘案しつつ、目指すべき将来の方向と人口の将来展望の作成支援を行う。東村山市第5次総合計画策定をはじめとする他の4計画策定の前提となる部分であり、5計画にとって有用な成果物を提供するものとする。

（3）基礎的調査

東村山市第5次総合計画策定の前提となる基礎的調査にあたっては、東村山市第5次総合計画策定をはじめとする他の4計画策定の前提となる部分であり、5計画にとって有用な成果物を提供するものとする。

○平成31年度

○平成32年度

（仮称）東村山市第2次創生総合戦略策定支援（必須）

- ・ 現計画である東村山市創生総合戦略は、平成27年度に策定され平成31年度まで5年間の計画期間となっている。従って、他の4計画のスタート時期と合わせるため、平成32年度1年間は現計画を1年間延長し、次期計画の開始時期を揃えたいと考えている。ただし、次の創生総合戦略について国の方針等が示された場合は、その方針等を踏まえ計画期間等のスケジュール、策定方法等について変動する可能性がある。

- ・計画策定にあたり、東村山市人口ビジョン策定、市民アンケート、市民参加（市民ワークショップ等）、市民向け説明会の開催等については、東村山市第5次総合計画策定のプロセスと共通・共有化する。
- ・（仮称）東村山市第2次創生総合戦略の策定について、東村山市第5次総合計画の方針の柱立てや、章立てを起こすなど、東村山市第5次総合計画と合冊にする（想定、提案いただきたい事項）。

産業や雇用の状況、東村山市人口ビジョン策定支援業務で明らかとなった調査・分析内容を踏まえ、以下の作業を行う。

- 1) 関係する計画との整合性の整理
国及び東京都のまち・ひと・しごと総合戦略並びに東村山市第5次総合計画との整合性の整理
- 2) 地域特性の把握
国の地域経済分析システム（RESAS）のデータや民間調査機関における調査結果などを活用し、本市の特徴・課題を整理
- 3) （仮称）東村山市第2次創生総合戦略策定に係る基本的事項の整理及び策定支援
 - ・本市の特徴・課題の分析内容に基づき、創生総合戦略策定に向けた、基本目標、基本的方向及び具体的施策を検討するための基本的事項の整理及び策定にあたっての各種助言等
 - ・基本目標における数値目標や各施策における重要業績評価指標（KPI）の設定支援
 - ・前2項目をするにあたっては、東村山市第5次総合計画実施計画の策定に必要な「資料の収集・整理・作成」の内容を活用するとともに、齟齬が生じないよう配慮する。
- 4) 東村山市創生総合戦略推進協議会の会議支援
会議開催に必要な資料の収集・整理・作成、当日の配布資料及び説明資料の作成支援及び議事録等の作成（平成31年度以降の支援）

<会議内容>

平成30年度	2回	現計画の進捗状況、東村山創生の取組
平成31年度	3回	上記事項に加え、現計画を1年延長することに関する事項
平成32年度	5回	（仮称）東村山市第2次創生総合戦略の策定に関する事項

- 5) 成果品
（仮称）東村山市第2次創生総合戦略の原稿策定、電子データによる納品

業務内容（公共施設等総合管理計画）

1. 前提

- ・ この頁では、本業務委託のうち東村山市公共施設等総合管理計画（以下「施設計画」という）の改定において、現時点で東村山市が想定する業務内容を記載する。
- ・ 本プロポーザルの事業者提案の内容や、契約締結後の第5次総合計画策定業務（以下「総合計画」という）の進捗との整合、社会情勢変動への対応などを考慮し、詳細な業務仕様等は本プロポーザルの優先交渉権者又は本業務の受託者との協議により整える。
- ・ 本実施要領で記しているスケジュールなどは目安であり、本プロポーザルの事業者提案を縛るものではない。
- ・ 既往の施設計画は平成28年度に策定したものであることから、本プロポーザルによる業務において基本理念、基本方針などの骨子の更新は想定していない。
- ・ 仔細な数値情報などのデータも、マクロ的な変動が生じていない場合には必ずしも更新は要さない。

2. 業務目的

- ・ 今後も持続可能な市民サービスを提供するために、これまでの取組みを総括し、総合計画等各種計画と一貫性を持たせ、さらに取組みを推進することを目的に施設計画を更新する。

3. 想定業務

- (1) 既往の施設計画の取組み等の振り返りと総括
- (2) 総合計画等各種計画との整合確認
- (3) 既往の施設計画に掲げる基本理念、基本方針の検証（現時点では骨子を変えることは想定していないが、更新を妨げるものではない。更新するか否かの判断は本業務の受託者との協議のうえ東村山市が判断するものとする）
- (4) 既往の施設計画に掲げる数値情報等更新（更新するか否かの判断は本業務の受託者との協議のうえ東村山市が判断するものとする）
- (5) 既往の施設計画に掲げる取り組み方策の基本パターン、事業効率化に向けたその他の取り組み方策の更新（更新するか否かの判断は本業務の受託者との協議のうえ東村山市が判断するものとする）
- (6) 既往の施設計画に掲げるロードマップの更新（更新後の施設計画の計画期間に合わせたロードマップの更新を想定している）
- (7) 施設計画策定に際し開催する会議等への支援
- (8) 既往の施設計画や公共施設の再生に向けた取組みに対する市民理解度を向上させ、且つ市民意見を収集する新たな手法に関する提案（自由提案であり、必須業務ではない。以下、①②は東村山市の希望である）

- ① できる限り多くの市民と対話をしたい。
- ② なお、対話は、将来の公共施設等の再生に向けたものであり、施設計画の更新前後に関わらず一貫して行うものと考えている。

4. 業務の実施年度

- ・ 前掲「想定される業務」の(1)～(8)の実施年度は、本プロポーザルの優先交渉権者又は本業務の受託者との協議により定めるものとする。(8)について提案がない場合は、実施しなくてよい)

業務内容（市センター地区整備構想）

1. 業務目的

老朽化している公共施設の再生と、連続立体交差事業をはじめとした都市基盤整備に合わせ、市本庁舎を中心とする周辺施設の将来的なあり方、方向性を検討するため、諸課題の整理や解決方法、情報収集、事業手法の検討といった調査を行う。調査結果や一括計画策定における市民アンケート等を踏まえ、市センター地区のコンセプトや必要機能の検討を進め、第 5 次総合計画や都市計画マスタープランの全体構想及び地域別構想等に位置付ける。※現時点で、事業化の時期等は未定である。

2. 業務内容

平成 30 年度

(1) 公民連携等による拠点機能の確保・誘導事例の収集

- ① 確保する機能の整理
- ② 拠点機能の確保・誘導事例の収集およびスキームの整理
- ③ 事例の特徴の整理、適用可能性の検討

(2) 本地区におけるまちづくりプログラムの概略検討

- ① センター地区構想の前提条件の再整理
- ② 事業手法（スキーム）の概略検討
- ③ 段階的なまちづくりプログラムの検討

(3) 第 5 次総合計画及び都市計画マスタープランとの整合

(4) 上記以外に、業務の進捗により生じた事項について、必要となる支援を行う。

※市センター地区整備構想検討会議（市長、副市長、教育長及び各部長で構成し、年間 2 回～3 回開催予定）の支援等を想定。

なお、市センター地区単独で市民アンケートを実施する予定はないが、平成 30 年度に一括計画策定における「市民アンケート調査」を実施する場合、市センター地区のあり方（聞き方は未定）について、項目を設ける予定。

平成 31 年度（想定）

(1) 市としての方向性の整理（都市計画マスタープランの地域別構想に位置付ける）

(2) 関係団体との調整（都市計画の協議等）（場合による）

※望ましい施設像により、用途地域等の変更が必要な場合、東京都都市整備局との協議が必要のため。

(3) 第 5 次総合計画及び都市計画マスタープランとの整合

(4) 上記以外に、業務の進捗により生じた事項について、必要となる支援を行う。

平成 32 年度以降（想定）

都市計画マスタープランの策定スケジュールに準じる。

なお、市センター地区として、例えば公共施設の集約等の事業化が図られる場合、平成33年度以降も調査・検討を継続する可能性あり。

3. 市センター地区の説明

将来的な市役所の建て替えや市役所周辺での都市基盤整備（東3・3・8、連続立体交差事業）を見据え、市役所を中心とした周辺エリアを市センター地区として位置付け、そのコンセプトや必要な機能について、検討している。